

保護者の方へ

子育てについて、 こんなことはありませんか？

うちの子って…



友達や周りの大人と

- 一方的に話すことが多い
- あまり人と関わらず、一人遊びが多い

運動や学習面で

- 言葉が遅い
- 授業中に教室から飛び出してしまう
- 文字を書くことや読むことが難しい
- 計算が不得手



日常生活で

- 落ち着きがない、集中力がない
- 破ろうとしているわけではないのにルールや約束事が守れない
- 支度や片付けが苦手
- 人混み、大きな音、光などの刺激が苦手
- 急な予定変更があると、パニックになる
- ぼんやりしている



一人で悩まないでください。

お子さんのこのような行動や状況は、育て方のせいではありません。お子さんのせいでもありません。

この冊子では、子育てをみんなで支えあうための、ご家庭での工夫や相談機関等のサポートについてご紹介します。

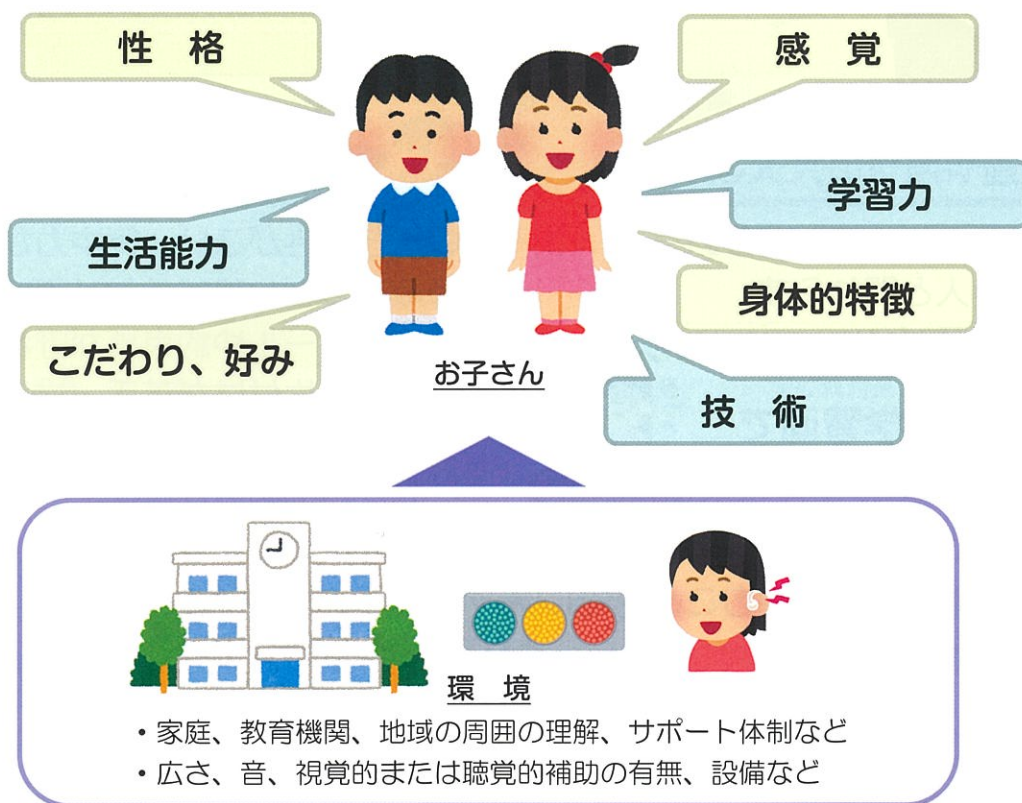
南 関 町



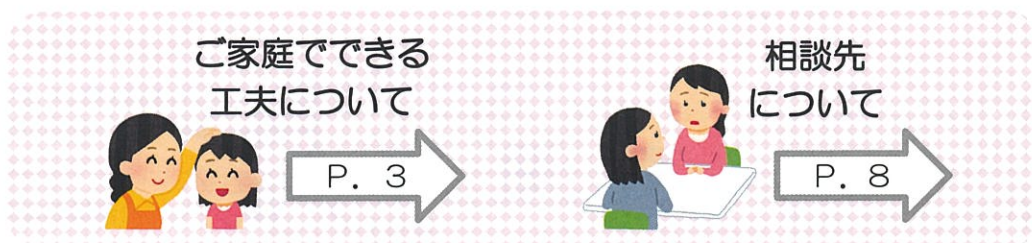
それぞれのお子さんに合った 接し方やサポートをすることが大切です。

前ページの行動や状況は、お子さんがわざとやっているのではなく、何かに困っているからなのかもしれません。

成長のスピードや、成長の仕方は一人一人異なります。それぞれのお子さんの特徴を踏まえ、その子に合った接し方をしたり、環境を整えてあげたりすることで、お子さんの苦手を減らすことができます。



ご家庭のみでなく、様々な相談機関から情報を得ることで、その子に合った接し方やサポートを見つけていきましょう。





どうしたらよい？

ご家庭で工夫できる接し方

ポジティブな関わり方をしましょう。

- できなかったことを叱るのではなく、できたことを褒めましょう。
- 「それはダメ」と否定するのではなく、どうすると良いかを伝えましょう。

伝え方を工夫しましょう。

(例)

- 短い文章で、具体的に伝えましょう。
- 写真や絵などで示しながら伝えましょう。
- 1日の活動の流れや、予定の変更などについて事前に伝え、見通しを持ってるようにしましょう。



ご家庭で工夫できる環境の整え

困っているお子さんの中には、感じ方(感覚)に特徴がある方が多くいます。お子さんが苦手なものとうまに向き合えるよう、安心できる環境をつくってあげましょう。

感覚の過敏さ

(例)

- 特定の音を過度に嫌がる
→音が聞こえすぎたり、特定の音が痛く聞こえていたりする場合があります。イヤーマフ等（音を遮断するもの）を活用しましょう。
- 乗り物の中のおいや食べ物のおいを嫌がる
→マスクをしましょう。
- 服を着ることを嫌がる
→タグや生地が痛いと感じる可能性があります。タグを切ったり、好きな生地を探して心地よく着られる服を何枚か用意しましょう。
- 冷たい水やシャワーを嫌がる
→水を痛いと感じているかもしれません。濡れタオルを活用しましょう。



様々な制度やサービスがあります。

子育てや就学等に関して、お子さんや保護者の方を支援する様々な制度やサービスがあります。

子育ての困りごとやお子さんのこと全般（児童発達支援センター）

日常生活についての相談支援のほか、必要な支援を提供するため、関係機関と調整を図ります。

通所支援 （保育所等訪問支援）

（児童発達支援、放課後等デイサービス事業所）

集団生活への適応のための専門的な支援や生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がいのある幼児児童生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

保護者支援 （ペアレントプログラム等）

就職 （ハローワーク等）

児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学段階の障がいのある幼児児童生徒を対象に、日常生活の基本的な動作の指導等の必要な支援を行います。



就学（県市区町村）

お子さん一人一人に合った学びや支援を提供できるよう、様々な学びの場があります。お子さんや保護者の方の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえ、就学先を決定します。就学した後でも、お子さんの状況等により柔軟に転学することは可能です。

通常の学級

通常の学級においても、配慮を要する児童生徒のために、授業方法や教材を工夫して、わかりやすい授業を行っています。

通常の学級 + 通級による指導を行う教室

※在籍校で受ける場合と他校で受ける場合があります。

普段は、在籍している通常の学級において授業を受け、学習上または生活上の困難など特性に応じて、別の場面で困り感に応じた指導を行います。（小・中・高等学校）

特別支援学級

障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級です。障がいのある児童生徒一人一人に応じた教育を行っています。（小・中学校）

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者を対象とし、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を行います。（小学部・中学部・高等部）

※学校における障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の交流及び共同学習の機会の設置を推進しています。

参考：発達障がいについて

発達障がいの原因はまだよくわかっていませんが、現在では脳機能の障がいと考えられていて、小さいころからその症状が現れています。以下の特性について、いくつかの特性が重複して現われることもありますし、障がいの程度も人によって様々です。

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害 (PPD)

アスペルガー症候群

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意 (集中できない)
- 多動・多弁 (じっとしてられない)
- 衝動的に行動する (考えるよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係・社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用 (言語発達に比べて)

※このほか、発達障害者支援法で定義されている発達障がいには、トゥレット症候群や吃音 (症) なども含まれます。

参考：関連情報が入手できるHPについて

発達障害情報・支援センター

(国立障害者リハビリテーションセンター)

URL : <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

- ・日常生活において発達障がいに気づくための基本的な情報
- ・発達障がいの方の特性に応じた生活場面での対応
- ・発達障がいの特性やよくある誤解など
- ・発達障がいのある方が活用できる支援情報 等

発達障害教育推進センター

((独)国立特別支援教育総合研究所)

URL : http://icedd_new.nise.go.jp/

- ・教材・支援機器
- ・発達障がいのある子供の特性や教育に関する研究
- ・発達障がいに関する国の最新の施策や法令等

南関町の就学支援



スタッフ

学校や地域に、お子さんの就学を応援するスタッフがいます。



特別支援教育 コーディネーター

保護者の方からの相談を受けたり関係機関との連絡・調整を担います。(幼・小・中)



特別支援教育 支援員

学校での日常生活上の介助や、学習支援、安全確保等のサポートを行います。(小・中)



スクールカウンセラー・ スクールソーシャルワーカー

それぞれ、学校教育に関する心理、福祉の専門家として、カウンセリングや関係機関の連携・調整等を行います。

学びの場

	学 校 名	障 が い 種 別						
		弱 視	難 聴	肢 体 不 自 由	病 弱	知 的 障 が い	言 語 障 が い	情 緒 障 が い ・ 自 閉 症
特別支援学級	南関第一小学校					○		○
	南関第二小学校					○		○
	南関第三小学校					○		○
	南関第四小学校							○
	南関中学校					○		○

通級指導教室について

通級指導教室とは、個々の子供に応じて支援していく教室です。

現在、通常の学級に在籍している学習面や行動面で個別の支援が必要なお子さんに対して各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、個に応じた特別の指導（自立活動）を特別の指導の場（通級指導教室）で行うものです。

通級指導及び 時間について

○拠点校（南関第一小学校）の通級指導教室担当者が各小学校を巡回します。1日の授業時間の中で、本人にあった時間を事前に担当や担任と相談して、在籍している学級を離れて通級指導教室で個別の支援を受けます。

- 通級指導教室では、学習面又は生活面での困難を改善・克服するための指導が行われます。
- 通級のために必要な時間は、欠席・早退・遅刻にはなりません。
- 保護者との教育相談を随時行います。指導内容を伝えたり、家庭での様子を伺ったりすることで指導の効果を高めます。
- 通級指導教室は、教科の遅れを補充するための指導ではなく、学習により良く向かうことができるように指導を行っていきます。

就学に関する相談や
学校見学を受け付けて
おります。相談の申し
込み手続きなどは下記
へご相談ください。

南関町教育委員会
☎ 53-0201



南関町の子育て支援

以下、子育て支援に関する南関町の取組、各施設をご紹介します。

施設等

子育て世代包括支援センター

乳幼児健診時の相談や心理士による子育て相談、療育相談員による保育所巡回などを行っています。悩みや不安など小さなことでもご相談ください。

場 所：保健センター内

電 話：53-3298



障がいがあるとき

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

手帳が交付されると税等の優遇措置や自立と社会復帰・社会参加のために利用できます。

◆ 問合わせ・・・○身体障害者手帳・療育手帳

福祉課福祉係 ☎ 57-8503

○精神障害者保健福祉手帳

保健センター ☎ 53-3298



通所支援

専門的な通所支援



児童発達支援事業所（未就学児）、放課後等デイサービス事業所（就学児）において、生活能力向上のための支援を行っています。放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある幼児児童生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。

◆ 問合せ・・・こども発達支援センターどーなつ

（南関町関町171番地3）

☎ 53-3003



手当等

心身障害児就学奨励金

支 援：特別支援学校に在籍する児童生徒
給与額：月1,000円

◆ 問合せ：教育委員会 ☎ 53-0201

特別支援教育就学奨励費

支 援：特別支援学級に就学する児童生徒
の保護者の負担軽減

給与額：国の給与額に準ずる

◆ 問合せ：教育委員会 ☎ 53-0201

特別児童扶養手当

支 援：在宅で障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対する手当
認定は診断書による審査となります。

◆ 問合せ：福祉課福祉係 ☎ 57-8503



困ったときは相談してください。

南関町の相談窓口

南関町

発達に関する相談窓口

名 称	内 容	問 合 せ 先
子育て世代包括支援センター (保健センター内)	子どもの発達に関する総合相談	☎ 53-3298

子育てに関する相談窓口

名 称	内 容	問 合 せ 先
福祉課子育て支援係	保育所等に関すること、子育てに関する こと	福祉課 ☎ 57-8503
福祉課福祉係	障がいに関すること、療育に関する こと	

就学に関する相談窓口

名 称	内 容	問 合 せ 先
教育委員会	就学に関すること、教育相談等	学校教育係 ☎ 53-0201

保育所等・小学校・中学校など

名 称	住 所	問 合 せ 先
南関こどもの丘保育園	小原1821-1	☎ 53-6668
認定こども園 文化幼児園	関下1933	☎ 53-1888
認定こども園 南関ひまわり幼稚園	上坂下1339	☎ 53-8777
南関第一小学校	関町188	☎ 53-0009
南関第二小学校	高久野754	☎ 53-0412
南関第三小学校	相谷1800	☎ 53-0101
南関第四小学校	上坂下3528	☎ 53-9204
南関中学校	小原2121-1	☎ 53-0005

熊本県

相 談 ・ 機 関

名 称	内 容	問 合 せ 先
熊本県北部発達障がい者 支援センターわっふる	発達障がいに関すること その家庭や学校などを対象とし た相談や訪問の実施等	☎ 096-293-8100
有明地域療育センター	心身の発達に心配のある子ども の相談等	☎ 0968-71-1050